

亀山老人保健施設 重要事項説明書 (通所リハビリテーション & 介護予防通所リハビリテーション)

1. 事業の目的

亀山老人保健施設は、介護保険法で定められる指定通所リハビリテーション事業所および指定介護予防通所リハビリテーション事業所として、心身に障害があり、日常生活に支障のある要支援又は要介護状態の者が通所し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練を行うことを目的とする。

2. 運営の方針

介護保険法の理念が具現化されるように配慮し、利用者が居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションを必要に応じ個別に行うことにより、利用者の心身の機能回復を図ることを目的とする。

3. 事業者

事業者の名称	青山里会
法人所在地	三重県四日市市山田町5500-1
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 近藤 辰比古
電話番号	(059) 328-2177

4. 事業所

事業所の名称	亀山老人保健施設
事業所の所在地	三重県亀山市羽若町645-14
施設長名	紀平 雅司
電話番号	(0595) 83-5921
ファクシミリ番号	(0595) 83-5929

5. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		三重県知事の事業者指定		定数
		指定年月日	指定番号	
施設	介護老人保健施設	12年4月1日	2450480013号	100
居宅	短期入所療養介護	12年4月1日	2450480013号	
居宅	介護予防 短期入所療養介護	18年4月1日	2450480013号	
居宅	通所リハビリテーション	12年4月1日	2450480013号	20
居宅	介護予防 通所リハビリテーション	18年4月1日	2450480013号	

6. 事業実施地域及び営業時間

送迎実施地域	亀山市のおおむね全域（一部遠隔地を除く）
営業日	月曜日から金曜日まで（土日祝祭日は除く）
営業時間	午前8：30～午後5：00

※ 上記送迎実施地域以外のご利用については、送迎の可否をご相談ください。地域によっては別途料金を申し受ける場合がございますのでご了承ください。

※ また区域内であっても、送迎サービスの利用可能範囲はおおむね30分以内（約10Kmの範囲）を目安とし、送迎の経路等の都合上、上記の範囲について、この通りでない場合もございますので、送迎利用の可否についてはあらかじめご確認下さい。

7. 事業所の主な設備

設備の種類	数	面積
食堂	4室	271.80m ²
機能訓練室	1室	133.95m ²
一般浴室	1室	38.06m ²
機械浴室	1室	31.36m ²
レクリエーションルーム	1室	35.10m ²
談話室	6室	58.50m ²
デイルーム	1室	113.70m ²

8. 職員体制（主たる職員）

R2.7.1 現在

従業者の職種	員数	区分			
		常勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務
管理者	1		1		
支援相談員	1		1		
介護職員	7	2		5	
看護師	1			1	
PT・OT・ST	1	1			
医師	1		1		
管理栄養士	1		1		

9. 主な職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）常勤で勤務	4週7休
支援相談員	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）常勤で勤務	4週7休
介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日勤（8：15～17：15） ・ 遅番（10：00～19：00） ・ 夜勤（16：30～9：30） 	原則として 4週7休
看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日勤（8：15～17：15） ・ 夜勤（16：30～9：30） 	原則として 4週7休
PT・OT・ST	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）常勤で勤務	
介護支援専門員	介護職員及び看護職員が、兼務します	
医師	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）常勤で勤務	
管理栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）常勤で勤務	

10. 介護サービスの概要

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。 ・ 食事時間 昼食 12：00～13：00 (夕食 18：00～19：00※延長等の場合)
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴又は入浴が困難な場合には清拭を毎回行います。 ・ 寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。 ・ 当事業所の入浴は天然温泉を使用しています。(一般浴のみ)
離床、着替え 整容等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅での寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・ 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護師又は准看護師が毎回健康状態のチェックを行い、必要に応じて医師との連携を図り、健康管理に努めます。 ・ また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理学療法士、作業療法士、又言語聴覚士による利用者の状況に適応した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者およびその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 ・ また、相談担当者が相談相手として不適当な場合は、他の相談員を指名することができます。
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な教養娯楽設備を整えるとともに、通所利用を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。
その他 (希望者のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問による指導等

1 1. 協力医療機関

医療機関の名称	亀山市立医療センター
院長名	谷川 健次
所在地	三重県亀山市亀田町466-1
電話番号	(0595) 83-0990

1 2. 利用料

<利用料金>

ご利用者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費を除いた額(自己負担額)、加算料金、食費(食材料費及び調理費)、居住費(水道光熱費及び室料相当)の合計金額が利用料金となります。別紙の料金表を確認ください。

<支払方法>

支払方法は、原則として百五銀行口座自動引き落としとさせていただきます。
(毎月、20日までに前月分の請求をし、27日に引き落としさせていただきます。ただし、27日が土曜・日曜・祝祭日にあたる場合はその翌日とします。)

1 3. 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、当該サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たに追加することができます。この場合には、サービスの**実施日前日**までに事業所に申し出てください。

利用中止の場合、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、**当日の食材料費相当分**をお支払いいただく場合があります。
※ただし、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を契約者、又は居宅介護支援事業所に提示して協議いたします。

1 4. 事故発生時の対応

- 1 サービスの提供により事故が発生した場合には、ご利用者様に対し応急措置、医療機関への運搬等の措置を講じ、速やかに市町村、ご家族等に連絡を行います。
- 2 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すると共に、その原因を解明し、再発生を防ぐ為の対策を講じます。
- 3 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
但し、事故によって死亡・障害が生じた場合、リスク(予測できる危機)を前もって調査・評価し、ケアプランを策定し、利用者本人及びご家族のご承認を得られ、そのケアプランに基づくケアを誠実に実行している場合において起きた事故については損害賠償の対象外とさせていただきます。
又、ケアプランにおいての予期せぬ不慮の事故についても同様と致します。

15. 非常災害時の対策

- (1) 非常災害が発生した場合には、消防計画に従い、関係機関への通報及び連携を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 消防計画・教育訓練計画に基づき、定期的に職員に対する教育を行います。
- (3) 消防計画・教育訓練計画に基づき、定期的に避難・救出その他必要な訓練を実施します。

16. 苦情等申立先

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお尋ね下さい。(直接窓口にお越しいただくことが困難な場合は、文書でも結構です)

又、市町村等の苦情相談窓口等において、苦情等の申し立てをすることができます。

亀山老人保健施設 (窓口担当者 : 三輪瑞穂)
受付時間 : 平日 午前8時30分 ~ 午後5時00分
電話 : 0595-83-5921 (お越しいただく前に必ずご一報下さい。)

市町村等への苦情申し立て先

亀山市長寿健康課 高齢者支援グループ
〒519-0164 三重県亀山市羽若町545
受付時間 : 平日 午前8時30分~午後5時15分
電話 : 0595-83-3313

鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課
〒513-0809 三重県鈴鹿市神戸1丁目18番18号
鈴鹿市役所西館3階
受付時間 : 平日 午前8時30分~午後5時00分
電話 : 059-369-3204

三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒514-0004 三重県津市桜橋2丁目96番地
電話 : 059-213-6500

以上、記述の重要事項説明書内容が変更された場合(介護保険制度による報酬改定等)は、随時、書面にてご利用者様・ご家族へ通知いたします。通知後、変更内容についての意義の申し立てがない場合は、自動更新をさせていただきますので、ご了承ください。

令和____年____月____日

重要事項説明同意書

亀山老人保健施設 施設長 殿

私は、別紙書面に基づいて職員(職名____氏名____)から貴施設の重要事項の説明を受けたことに同意します。

利用者 住所_____

氏名_____印

利用者の家族等 住所_____

氏名_____印

続柄_____

連絡先 () _____